

千葉県みなさんの掲示板の利用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、みなさんの掲示板（以下「掲示板」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 この掲示板は、屋外広告物の無秩序な掲出を防止し、街の美化に寄与するとともに、地域における情報交換の場を提供することを目的とする。

(掲示板の場所)

第3条 掲示板の設置場所は、別表1のとおりとする。

(利用者の心得)

第4条 掲示板の利用者（以下「利用者」という。）は、本市職員の指導に従い、市民及び他の利用者に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

2 利用者は、掲示板の利用前にこの基準を必ず確認し、この基準に同意した上で利用するものとする。

(利用方法等)

第5条 利用者は、自ら掲示物を掲示するものとする。

2 利用者は、掲示板1基につき1枚を画びょうを用いて掲示できるものとする。ただし、同一内容のものが既に掲示してあった場合は、新たに掲示することはできない。

3 掲示物は、A4（日本工業規格JIS）以内の紙又はそれにラミネート加工を施したものに限り、ものとする。

4 利用者は、他の掲示物に重ねて掲示し、又は他の掲示物を除却してはならない。

5 掲示のできる期間は、第8条に規定する除却までとする。

(手数料)

第6条 手数料は無料とする。

(掲示物の制限)

第7条 次の各号に該当する場合は、掲示を認めないものとする。

(1) 法令に違反するもの

(2) 人権侵害、差別、他者を誹謗中傷するおそれがあるもの

(3) 児童及び青少年の健全な育成を害するおそれがあるもの

(4) ひどく汚れているもの

(5) 原則として、個人の氏名又は団体の名称の表示面積が掲示物の表示面の1割を超えるもの又は個人の写真の表示面積が掲示物の表示面の3割を超えるもの

(掲示物の除却)

第8条 掲示物は、本市において、原則として毎月15日及び末日に除却するものとする。

2 前項の日が千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日にあたるときは、その前日に繰り上げるものとする。

(掲示物の管理責任等)

第9条 利用者は、掲示期間中の掲示物の管理責任を負うものとする。

2 利用者は、掲示物の目的が終了したときは、速やかに除却しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 市長は、この基準に違反している掲示物について、必要があると認めるときは、利用者に通知することなく、当該掲示物を除却し、処分することができるほか、掲示板を適正に管理するため必要な措置を行うことができる。

(利用者の賠償責任)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失により、掲示板に損害を与えたときは、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

附 則

この基準は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年5月21日から施行する。

別表 1

番号	所在地	
1	中央区富士見1丁目5番地先	(千葉都市モノレール栄町駅出口)
2	中央区新宿2丁目15番地先	(新宿小学校交差点)
3	中央区中央4丁目17番地先	(「中央4丁目」バス停留所)
4	中央区中央3丁目1番地先	(葎川常盤橋付近)
5	中央区中央3丁目1番地先	(「中央2丁目」バス停留所)
6	中央区中央2丁目9番地先	(若葉郵便局駐車場わき)
7	中央区富士見2丁目7番地先	(富士見ハイネスビル前)
8	中央区南町2丁目9番地先	(JR蘇我駅東口駅前広場)
9	中央区中央1丁目12番地先	(中央公園富士見橋側)
10	中央区栄町25番地先	(葎川富栄橋付近)
11	中央区要町1番地先	(JR東千葉駅南口付近)
12	中央区富士見2丁目25番地先	(JR千葉駅東口駐輪場前)
13	中央区中央1丁目12番地先	(中央公園りそな銀行側)
14	中央区栄町4番地先	(市営栄町立体駐車場前)
15	中央区市場町11番地先	(県立図書館前)
16	中央区本千葉町12番地先	(本千葉公園付近)
17	中央区中央4丁目10番地先	(吾妻公園前)
18	中央区長洲1丁目30番地先	(JR本千葉駅前)
19	中央区新宿2丁目8番地先	(上中公園前)
20	美浜区真砂4丁目2番地先	(JR検見川浜駅前)
21	中央区中央1丁目12番地先	(中央公園文化センター側)
22	中央区本千葉町2番地先	(京成千葉中央駅前)
23	稲毛区緑町2丁目13番地先	(緑町小学校前)
24	稲毛区小仲台2丁目4番地先	(JR稲毛駅東口ロータリー)
25	花見川区南花園2丁目1番地先	(JR新検見川駅前南口)